

西晋惠帝期における皇太弟冊立と羊皇后

小池 直子

はじめに

『白虎通義』卷三封公侯の

国在立太子者、防篡煞、压臣子之乱也。

という一文に示されるとおり、立太子の目的は帝位篡奪を阻止し、皇帝崩御にともなう混乱を防止して、王朝存続をはかることにある。皇帝に実子なき場合、『礼記』檀弓上の「兄弟の子はなお子のごとし」という一文を拠り所として、甥を帝嗣に迎えることが礼に適うものとされてきた。^①

しかし、晋の事情はやや異なる。趙翼『廿二史劄記』に晋司馬師・司馬昭相繼専魏政、是開國時已兄弟相繼。後惠帝以太子太孫俱薨、立弟予章王熾為皇太弟、即位、是為懷帝。

(卷八「晋帝多兄終弟及」条)

とあるように、司馬氏政権には兄弟間の継承が多かったのである。趙翼はさらに、「皇太弟」なる称号が西晋惠帝期

に出現したことにもふれ、兄弟間の帝位継承という観点から晋朝の特質を示唆したのであった(同書卷一四「皇太弟」条)。惠帝には複数の甥が存在したにも拘わらず、「皇太弟」なる称号が作出されたのは何故であろうか。

近年、この問題に注目した論考が相次いで発表されている。^②たとえば龐駿氏は、多くの諸王が帝位を狙うなか、他者を牽制し自身の立場を喧伝するために「皇太弟」称が用いられたと説明する。三田辰彦氏は、皇太弟冊立の推進者と目される河間王顥の血縁関係に注意を促す。岡部毅史氏は、皇太弟出現の背景に存する兄弟相続容認の社会情勢と司馬氏特有の継承事情とを明らかにした。興味深い事実にも兄弟間の継承はあったが、新たな称号を作ってまで、先帝崩御前に弟への継承を定めたのは西晋のみであったという。ただし、氏はその理由を明らかにしてはいない。

1 西晋惠帝期における皇太弟冊立と羊皇后 (小池)

気になる点は他にもある。賈皇后誅滅後の永康元(三〇〇)年十一月、皇后となった羊氏は、惠帝が崩御する光熙元年(三〇六)十一月までの六年間に、五度廢位されその都度復位した。『晋書』卷四 惠帝紀永興元(三〇四)年条に

二月乙酉、廢皇后羊氏、幽于金墉城、黜皇太子覃復為清河王。……(七月) 戊戌、大赦、復皇后羊氏及皇太子覃。……(八月戊辰) 廢皇后羊氏及皇太子覃。

と記されるとおり、皇太子の清河王覃もまた、羊后とともに廢位・復位を繰り返した。二名の皇太弟(成都王穎と予章王熾)が冊立されたのは、丁度この頃である。したがって、皇太弟出現と皇后の廢位・復位には関連が疑われるが、これに言及した論攷はない。羊皇后その人については、胡志佳氏、高茂平・劉清氏、胡曉明氏による考察がある。いづれも、晋末の動乱に翻弄された羊猷容という一女性を論じてはいるが、皇太弟出現との関係にはふれていない。

度重なる皇后の廢位と皇太弟の登場には関連があったのであろうか。本稿はこれを見極めようとするものである。さらに「皇太弟」なる称号を生んだ西晋王朝の政權繼承の特質を説明することを、最終的な目標とする。

一、皇太弟冊立と羊皇后

(1) 皇太弟冊立案(淮南王允の場合)

最初に皇太弟として名が挙がったのは、武帝の第十男、二十九歳の淮南王允であった。『資治通鑑』卷八三 晋紀五 惠帝永康元年条に

太子適之廢也、將立淮南王允為太弟、議者不合。とあり、『晋書』卷六四 司馬允伝に

初愍懷之廢、議者將立允為太弟。会趙王倫廢賈后、詔遂以允為驃騎將軍・開府儀同三司、侍中・都督如故、領中護軍。

とあるとおり、この立太弟は実現せず、允は驃騎將軍・開府儀同三司・侍中となった。引用文中の傍線部によれば、立太弟案は賈后失脚の頃に浮上しようだが、賈后の在位中か否かが定かではない。そこで『晋書』卷四 惠帝紀をもとに、事態の推移を以下に整理する。

- (a) 永康九(二九九)年二月壬戌(30日) 皇太子適廢位
- (b) 永康元(三〇〇)年三月癸未(22日) 適殺害される
- (c) 永康元(〃)年四月癸巳(3日) 賈后廢位
- (d) 永康元(〃)年四月甲午(4日) 適、皇太子位追復
- (e) 永康元(〃)年四月丁酉(7日) 允は驃騎將軍に
- (f) 永康元(〃)年四月己亥(9日) 賈后鳩殺

(g) 永康元（シ）年五月己巳（9日）臧が皇太孫に

まず、允の立太弟案浮上と驃騎將軍就任の順序は確定しているので、允の名が挙がったのは、(e)以前と定まる。皇太子位追復(d)は、適の名譽を回復しその子・臧の皇太孫冊立を企図したものと考えられるので、皇太孫冊立はこの時点でほぼ決定していたはずである。(c)(d)間は僅か一日、賈后失脚という事態の重大性からみても、この間に立太弟案を審議する時間的余裕があったとは考え難い。つまり、立太弟案浮上の時期は(c)より前とみなしてよからう。

一方(b)については、前掲の惠帝紀や『資治通鑑』に三月癸未（二二日）のこととあるが、『太平御覧』卷一四八皇親部一四 太子三所引『王隱晋書』には

賈后与賈謐等謀早害太子、絶民望。三月十四日、矯詔使小黄門孫慮害太子。

とあり、三月一四日（乙亥）の出来事であるとされている。とすれば、(a)(b)間は七十三〜八十一日、(b)(c)間は十日〜十八日という幅をもって推定しておく必要があり、いずれであっても、皇太弟冊立を審議するのは可能である。よって、司馬允の立太弟案は、賈后廢位直前の三ヶ月以内に出されたものと推定するにとどめる。允の立太弟案は賈后在位中に出されたものの、実現をみなかったのである。⁶⁾

(2) 羊皇后と皇太弟（成都王穎、予章王熾の場合）

成都王穎と予章王熾は、いかなる状況のもとで皇太弟となったのであろうか。羊皇后の廢位・復位との関連性を明確にするため、帝嗣に関わる事態の推移をA〜Kの順に記し、羊皇后に関わる事項①〜⑩を加えて、「表一」を作成した（表や図は本稿末尾を参照）。

穎の皇太弟冊立（G）は、永安元（三〇四）年三月戊申（二一日）のことである。『晋書』卷五九成都王穎伝に

河間王顥表穎宜為儲副、遂廢太子覃、立穎為皇太弟。とあるとおり、この立太弟を推進したのは河間王顥であった。この時点で羊皇后は廢位されていたから④、皇后不在の状況下で初の皇太弟は誕生したのである。

では、予章王熾の場合（J）はどうであったか。羊氏は一ヶ月ほど前に復位していたため⑦、この場合は、皇后在位中に皇太弟が冊立されたかに見える。しかしながらJについて、同卷四惠帝紀永興元（三〇四）年条には

十二月丁亥、詔曰「天禍晋邦、冢嗣莫繼。成都王穎自在儲貳、政績虧損、四海失望、不可承重、其以王還第。予章王熾先帝愛子、令問日新、四海注意、今以為皇太弟、以隆我晋邦（後略）」大赦、改元。

とある。詔には、衆望を失った成都王穎を廢して予章王熾を皇太弟に冊立するとあり、その直前に皇太子であったは

ずの覃については言及がない。同巻五九成都王穎伝にも

(河間王) 颯麋穎婦藩、以予章王為皇太弟。

とあり、穎の廢位と熾の立太弟は、連続する出来事であったかに記されている。どうやら立太弟の推進者である河間王顥は、皇太弟位が成都王穎から予章王熾へ移ったものとみなしており、皇太子覃の復位(H)を認めていなかったようなのである。そもそも、皇太子覃と羊皇后の復位(⑤・H)について、同巻四 惠帝紀永興元年条には

秋七月丙申朔、右衛將軍陳眈以詔召百僚入殿中、因勅兵討成都王穎。戊戌、大赦、復皇后羊氏及皇太子覃。

とある。陳眈らの行動は皇太弟と成都王穎とを認めないという意思表示であり、立太弟を推進した河間王顥への反発を意味するものであろう。逆に、颯の部將・張方による羊皇后廢位(⑥)は、Hを無効とする行動のごとくに見える。ならば、颯が、⑤およびHを認めないのは当然なのである。

さて、惠帝が長安に遷った際の羊后復位(⑦)であるが、同巻三一 惠羊皇后伝に

張方入洛、又廢后。方逼遷大駕幸長安、留台復后位。

とあるとおり、羊后は「留台」によって復位した。同巻四 惠帝紀の永興元年一一条に

唯僕射荀藩・司隸劉暉・太常鄭球・河南尹周馥与其遺官在洛陽、為留台、承制行事、号为東西台焉。丙午、留台

大赦、改元復為永安。辛丑、復皇后羊氏。

とあるとおり、「留台」とは、皇帝不在の洛陽に在って、皇帝の代行を委任された(「承制行事」)統治組織のことである。荀藩や劉暉らによって運営された洛陽の留台は、長安にいる惠帝の意を受けた正式な統治機構であったとみてよい。だが、洛陽留台による羊皇后復位に限ってはやや特異な状況がみてとれ、はたして「承制」にもとづく正統な行為とみなされていたのかという点に疑問が残る。

というのも、惠帝紀の「丙午、留台大赦、改元復為永安。辛丑、復皇后羊氏」という部分に注目すると、校勘記の指摘のとおり一月丙午は一二日、辛丑は七日であるから、実際の大赦・改元は皇后復位のあとに行われていたのである。この数日、重大事は他にみあたらないので、一二日の大赦・改元は、七日の皇后復位を機とするものと考えてよからう。その一方で、予章王熾の立太弟を宣した一二月丁亥(二四日)の詔(前掲)の直後にも「大赦、改元」とあったことを想起したい。一月丙午の改元から四十一日後に、同じ君主を仰ぐはずの政権が、長安でも改元を行っている。しかもこの年は、正月の長沙王又失脚の際に永安と改元し、七月、「蕩陰の役」に敗れ帰京した惠帝が建武と改元、さらに十一月、羊氏復位にともない留台が永安に復したという経緯があった。そのうえ一二月にも改元をするのは、い

ささか頻度が高いのではないか。一二月丁亥詔は、一月丙午に洛陽留台がおこなった大赦・改元を無効とするために、長安にいた河間王顥が主導したものと疑われるのである。

あわせて考慮すべきは、河間王顥およびその部将・張方と洛陽留台との関係である。『晋書』卷六〇張方伝をはじめとする諸史料による限り、永安元（三〇四）年七月の「蕩陰の役」から一月の惠帝の長安行幸にいたるまで、河間王顥と張方との間に、対立や離反が生じていた形跡はない。両者の関係は良好であった。したがって、張方による羊皇后廢位（⑥）や皇太子覃の廢位（I）は、その派遣者たる河間王顥の意を汲んだものとみてよい。一方、張方が惠帝を連れ長安に向かった途端、留台は羊皇后を復位させ（⑦）、対してこれを無効とするかの如く、河間王顥は長安で惠帝を確保し、一二月丁亥詔を利用して、前述の帝嗣交替（J）と改元とを実行した。この経緯からみて、「東西台」と称された洛陽留台と長安の河間王顥（および張方）の府は、惠帝を支える両輪を為したとはいい難く、むしろ競合関係にあったとみるべきである。顥は、留台による羊皇后復位（⑦）を認めず、羊皇后を無視して立太弟を推進したというのが、実情に近いのではないだろうか。

以上を要するに、永安元（三〇四）年三月戊申、成都王

穎が皇太弟になったとき（G）、羊皇后は廢位され皇后位は空位であった。また同年七月の羊氏復位（⑤）と一月の羊氏復位（⑦）を河間王顥は認めず、一二月丁亥、皇太弟（予章王熾）の冊立（J）に至ったのであった。こうして二名の皇太弟冊立は、皇后不在、もしくは復位非公認の状況下で行われたものであったことが明らかとなった。

(3) 羊皇后と河間王顥

予章王熾が皇太弟に冊立されたのちもなお、羊皇后は諸勢力による復位と廢位の対象となる。永興二（三〇五）年四月、張方がまたもや羊皇后を廢位した（⑧）。同年一月に、立節將軍の周權なる人物によつて羊皇后は復位し（⑩）、直後に洛陽県令の何喬が周權を殺害して羊皇后は廢位された（⑪）。周權および何喬の意図は判然としないが、皇后の權威は、洛陽県令に廢位されるほど軽んじられていたのである。加えて、この七ヶ月間（⑨から⑩⑪）に、羊皇后の存在を利用した別の動きもあった。『資治通鑑』によれば、永興二（三〇五）年四月、秦州州治の冀城に籠城する刺史の皇甫重らが、皇后令を使つた挙兵を試みたのである。結局、羊皇后の令は発せられることなく反乱は未遂に終わったが（『晋書』卷六〇皇甫重伝）、そもそも皇甫重とは、同卷四惠帝紀永興元（三〇四）年正月条に

成都王穎自鄴諷于帝、乃大赦、改元為永安。帝逼于河間

王顥、密詔雍州刺史劉沈・秦州刺史皇甫重以討之。

とあるように、恵帝の意を受けて河間王顥討伐に動いた人物である。恵帝が長安で河間王顥に押さえられてしまったため、彼は冀城に立て籠もり、状況の打開をはからうと皇后令を利用するという「奇策」に出たのであろう。

このように、皇太弟冊立（三〇四年）以降、羊后復位の背後には、周権によるものを除き、河間王顥への反発という共通の動機が存在していたことがわかる。対する顥も一貫して羊后復位を認めず、『晋書』卷三一 恵羊皇后伝に

永興初、張方又廢后。河間王顥矯詔、以后屢為姦人所立、遣尚書田淑救留台賜后死。詔書累至、司隸校尉劉暉与尚書僕射荀藩・河南尹周馥馳上奏曰「略」。顥見表大怒、乃遣陳顔・呂朗東收暉。暉奔青州、后遂得免。

とあるとおり、矯詔を用いて羊氏殺害の挙に出るに至った。洛陽留台の劉暉がこれを阻止したものの、劉暉は河間王の怒りを買ひ、ついには青州に逃亡する事態となった。

それにしても、羊后復位に躍起となる人々が次々と現れ、河間王が、これに一々対処したのは何故であろう。さきの引用文中で省略した劉暉らの上表に「羊庶人門戸殘破、廢放空宮、門禁峻密、若絶天地」とあるとおり、当時の羊氏は権力を振るい得る状態にはなかった。復位はことごとく覆され、羊后の令を利用しようとする奇策も失敗におわっ

た。その地位は洛陽県令に廢されるほどであったから、仮に復位に成功しても、覆すのはたやすい。羊献容という一女性の存在に、人々が固執する理由がわからないのである。

先学の研究においては、羊皇后は政争に巻き込まれたに過ぎず、その存在自体が対立の争点となったわけではないと説明されてきた。⁸⁾しかしこれでは、留台という大権を失う危険をおかしてまで羊氏を守らんとした、劉暉のような人物の出現を説明できない。羊后復位に尽力した人々の真意を探るためには、むしろ皇太弟冊立の動きを視野に入れるべきであろう。賈后在位中に提案された司馬允の立太弟が実現を見ず、河間王が主導した兩皇太弟冊立は、ともに羊后不在のうちに実行された。このように、皇后の存否と皇太弟冊立には関連性がうかがえる。そこで次項においては、羊后復位の背後に帝嗣に関わる企図があると想定し、帝位継承の場面における羊皇后の動きを追ってみたい。

(4) 皇太弟熾（懷帝）の即位

永興三（三〇六）年六月丙辰（一日）、洛陽に帰還した恵帝は、即日太廟に謁し羊后を復位した⁽¹¹⁾。帝嗣は皇太弟熾であったから、皇后と皇太弟とが並存する初めての事態が出現した。但しこの状態は、『晋書』卷五 懷帝紀に光熙元年十一月庚午、孝恵帝崩。羊皇后以於太弟為嫂、不得為太后、催清河王覃入、已至尚書閣、侍中華混等急

召太弟。癸酉、即皇帝位、大赦、尊皇后羊氏為惠皇后、居弘訓宮、追尊所生太妃王氏為皇太后、立妃梁氏為皇后。とあるように、五ヶ月後に解消された。惠帝が崩御し皇太弟熾（懷帝）が即位したためである。このとき羊皇后は自身の手末を案じ、清河王覃を迎え、熾の即位を阻もうとしたが失敗し、ついに皇太后とはなれなかった。引用文によれば、羊後の不安は自らの「嫂」たる立場に起因するものであった。亡き惠帝と輩行を同じくする予章王熾の即位が、自らの皇太后就位を困難にすると予測して、羊氏はこれを阻もうとしたのであろう。

岡安勇氏の研究によれば⁹⁾、皇太后は皇帝に臣従せず、皇帝支配の枠外にある特殊な存在であったという。ならば、羊皇后が皇太后の地位を望み、皇太后への道を断たれることを危惧するのは尤もなことではある。しかしながら、どうやら先代皇后は新帝の即位によって自動的に皇太后になれるわけではなく、帝嗣との関係如何に影響されたようである。仮に、羊氏の抱いた懸念が当時の人々に共有されていたものであるとすれば、羊皇后を復位させた人々の企図を推察することが可能となるであろう、そこで、皇后の皇太后就位と帝嗣の輩行との関連性を前代に遡って考察することとする。然る後、羊皇后の抱いた懸念が当時一般的なものであったのか否かを判断する。

二 帝嗣の輩行

(1) 帝位継承と皇后に関する先行研究

皇后と帝嗣との関係について、しばしば引用されるのが谷口やすよ氏の議論である¹⁰⁾。氏の主張の要点は、つぎのとおり。漢代において帝嗣未定のまま先帝が崩御すると、先帝皇后が帝嗣を定める役割を担う。皇后と新帝との間には「母子関係」が成立するが、それは先帝との「父子関係」に由来するものである。したがって、皇太后権の淵源は先帝の嫡妻である点に存する。このように氏の所論は明快である。しかし、以下の二点については補足の必要がある。

第一に、皇帝存命中に帝嗣を定める場合、決定の主権は皇帝にあったとしても、皇后の要望が無視されていたわけではないという点である。たとえば、前漢成帝の帝嗣決定の場で候補に挙がったのは、異母弟の劉興と異母弟の子劉欣（定陶王、哀帝）であったが、『漢書』巻八一 孔光伝に
上以礼兄弟不相入廟、又皇后・昭儀欲立定陶王、故遂立為太子。

とあるとおり、成帝は子世代の劉欣を帝嗣に定めた。昭穆の問題に加え、趙皇后らの要望が反映されたためである。また、後代の事例ではあるが、西晋の武帝は自らの立てた皇太子（司馬衷）の資質に疑問を持ち、衷の同母弟・東を

立てようと考えたが、『晋書』卷三二 武元楊皇后伝に

帝以皇太子不堪奉大統、密以語后。后曰「立嫡以長不以賢、豈可動乎？」

とあるとおり、皇后の反対に遭って改めた。先帝存命中も、皇后の意見は一定の力を持っていたのである。後漢和帝の即位事情も参考となる。『後漢書』卷四 孝和帝紀即位条に

孝和皇帝諱肇、肅宗第四子也。母梁貴人為竇皇后所譖、憂卒、竇后養帝以為己子。建初七年、立為皇太子。

とある。劉肇は竇皇后の養育を受け、これが事実上の「皇后による承認」となって、その後ろ盾を得たのである。さらに魏の文帝の帝嗣（曹叡、明帝）が決定した経緯を見てもよい。『三国志』卷三 明帝紀即位条所引の『魏略』に

文帝以郭后無子、詔使子養帝。帝以母不以道終、意甚不平。後不獲已、乃敬事郭后、且夕因長御問起居、郭后亦自以無子、遂加慈愛。文帝始以帝不悅、有意欲以他姬子京兆王為嗣、故久不拜太子。

とある。文帝は郭后と曹叡に母子関係を結ばせたが、これを不服とした曹叡をはじめは帝嗣に定めなかったという。ここから、皇后との関係の如何が帝嗣決定に影響を及ぼしていたことが分かる。くわえて、前漢宣帝の帝嗣決定の事情も参考となる。『漢書』卷八〇 淮陽憲王欽伝に

霍皇后廢後、上欲立張婕妤為后。久之、徵艾霍氏欲害皇

太子、乃更選後宮無子而謹慎者、乃立長陵王婕妤為后、令母養太子。后無寵、希御見、唯張婕妤最幸。

とあるとおり、宣帝は、すでに立太子を済ませていた皇太子（元帝）の行末を案じ、寵遇のない王氏を皇后に立てて皇太子を撫育させた。皇后が皇太子を「子」と認め、両者の間に母子関係を擬制することで、皇太子が順当に即位できると取りはからったものと考えられる。

以上の記事はいずれも、生前の皇帝が帝嗣を定め、或いはその立場を守らんとするにあたり、皇后の存在を意識していたことを伝えるものである。したがって、「帝嗣未定のまま先帝が崩御した」ときほど明確な形ではなかったにせよ、帝嗣がその立場を獲得するにあたって、皇后は一定の影響力をもっていたと考えるべきである。

谷口氏の論に補足すべき第二の点は、先帝皇后と帝嗣との世代差の問題である。これについては、帝位継承者の輩行に着目した鷲尾佑子氏の議論が参考となる。氏によれば、「兄弟の子はなおお子のごとし」という一文が参照され、昭穆の序をふまえて帝位は継承されるべきであるとの考えが芽生えると、前漢末には同世代間の継承が否定され、子や孫への継承のみを認めようとする論理が定着した。

谷口氏の所論に、上記二点を補足した上で、いま問題とすべきは、帝位継承と皇太后就位にいかなる関係が認めら

れるのかという点であろう。そこで、前漢から西晋までのおよそ五百年間における皇太后就位の事例を考察する。

(2) 前漢の皇太后

図Aは、高祖から平帝に至る十世代十四人（廢帝劉賀を含む、孺子嬰を含まず¹⁵）を数える前漢の帝系図である。矢印の起点と終点はそれぞれ、皇后が初めて皇太后になった際の新皇帝と皇太后を示している。前漢において皇后から皇太后となった七名は、例外なく子世代にあたる者が皇帝に即位した時に皇太后となっていたことがわかる。新帝は、皇太后からみて嫡子かつ実子の場合（恵帝、景帝、武帝、成帝）、嫡子（皇太子）ではあったが実子ではない場合（元帝、哀帝）、傍系の継嗣（廢帝劉賀）など、その続柄はさまざまであった。帝嗣がすでに定まっていたこともあれば未定のこともあったが、子世代にあたる男子の皇帝即位を以て皇太后となった点は、七名全員に共通している¹⁷。

また、『漢書』卷二「恵帝紀即位条の

五月丙寅、太子即皇帝位、尊皇后曰皇太后。

に見える「尊皇后曰皇太后」というほぼ定型化した表現をともなう点にも留意したい。新帝が子世代であったことに鑑みると、「尊」とは、たとえば『漢書』卷八二「傳喜伝の又傳太后欲求称尊号、与成帝母斉尊、喜与丞相孔光・大司空師丹共執正議。

という記事や、同卷八一「孔光伝の

又傳太后欲与成帝母俱称尊号、群下多順指、言母以子貴、宜立尊号以厚孝道。

にみえるものと同様、尊号の使用により母への「孝」を實踐する考えに基づくものであろう。前漢代では、子世代にあたる新帝が先帝皇后を母とし、尊ばれた母が皇太后となる、という理解が共有されていたものと思われる。

では、皇太后となった後はどうであろうか。8代昭帝が崩御すると、子世代の劉賀（9代廢帝）の即位にともない、上官皇后は皇太后となった。ところが一ヶ月と経たず、劉賀は帝位を剥奪され¹⁸、『漢書』卷八「宣帝紀元平元年条に

秋七月、光奏議曰「礼、人道親親故尊祖、尊祖故敬宗。大 宗 母 嗣、 扱 支 子 孫 賢 者 為 嗣。 孝 武 皇 帝 曾 孫 病 已、 有 詔 掖 庭 養 視、 至 今 年 十 八、 師 受 詩・論 語・孝 經、 操 行 節 儉、 慈 仁 愛 人、 可 以 嗣 孝 昭 皇 帝 後、 奉 承 祖 宗、 子 万 姓。」（中略）庚申、入未央宮、見皇太后、封為陽武侯。已而群臣奉 上 璽 綬、 即 皇 帝 位、 謁 高 廟。（中略）十一月壬子、立皇 后 許 氏。 賜 諸 侯 王 以 下 金 錢、 至 吏 民 鰥 寡 孤 独 各 有 差 。

皇太后帰長樂宮。

とあるとおり、孫世代にあたる劉病已（宣帝）が立てられた。病已を「孝昭皇帝の後」にすべきであると大將軍の霍光が上奏すると、上官皇后はこれを認めた。しかも上記

引用文によれば、上官氏はその後も「皇太后」として遇されておられ、『漢書』卷九元帝紀に

黄龍元年十二月、宣帝崩。癸巳、太子即皇帝位、謁高廟。尊皇太后曰太皇太后、皇后曰皇太后。

とあるように、11次元帝の即位によって太皇太后となるまで皇太后の地位にあった。¹⁹⁾この事例によれば、すでにその位を得た皇太后は、子世代にあたる者を帝嗣とする意識に縛られてはいなかったようである。輩行を意識するのは、あくまで皇后から皇太后になるときに限られるのである。

(3)後漢の皇太后

図Bは、十四名の皇帝（北郷侯含む）を数える後漢の帝系図である。皇太后は八名、このうち七名が、子世代にあたる者の皇帝即位を以て皇后から皇太后へと転じている。この事実を鑑みると、皇后は子世代の皇帝の即位を以て皇太后となるという事例が重なり、これを是とする認識が後漢代には定着しつつあったとみて差し支えないであろう。

唯一の例外は、6代安帝の閻皇后の事例である。延光四年（二二五）年三月、安帝が客死し北郷侯の劉懿が即位した。亡き安帝と劉懿は同輩行のはずであるが、閻皇后は皇太后となっている。ただしここで注意したいのは、閻皇后の皇太后就位の手順が、他の皇太后の場合と異なっている点である。『後漢書』卷五安帝紀延光四年三月条に

乙丑、（安帝）自宛還。丁卯、幸葉、帝崩于乘輿、年三十二。秘不敢宣、所在上食間起居如故。庚午、還宮。辛未夕、乃發喪。尊皇后為皇太后。太后臨朝、以后兄大鴻臚閻顯為車騎將軍、定策禁中、立章帝孫濟北惠王壽子北郷侯懿。（中略）乙酉、北郷侯即皇帝位。

とあるとおり、安帝が丁卯（二〇日）に崩御し、辛未（一四日）にその死が発表されると、その直後に閻氏は皇太后となり、乙酉（二八日）に新帝が即位している。

「表二」は、両漢代の皇太后が、新帝即位から何日後に皇太后となったかを記したものである。表中の日後にみえる「0」は同日、「14」は14日前を意味している。これによれば、十五名の皇太后のうち十三名が、新帝即位と同じ日に皇太后となっている。「尊曰皇太后」という表現が用いられた点も同様である。したがって、子世代にあたる新帝の即位にともない新帝と先帝皇后との間に母子関係が成立し、皇后は「尊」ばれて皇太后となるという、前項で確認した皇太后就位の様式に、大きな変化はなかったのである。

では、安帝閻皇后と桓帝竇皇后の皇太后就位が手順を違えて行われたのは何故であろうか。両皇后には、皇太后就位を危ぶませる事情があった。同卷一〇下安思閻皇后紀に

（延光）四年春、后從帝幸章陵、帝道疾、崩於葉県。后・顯兄弟及江京、樊豐等謀曰「今晏駕道次、濟陰王在內、邈近公卿立之、還為大害」。

とあるように、安帝崩御の直後から、閻皇后が過去に廢した太子（濟陰王）を推戴する動きがあり、閻氏はそれを早急に封じる必要に迫られていた。同卷閻皇后紀の後段に

太后欲久專國政、貪立幼年、与顯等定策禁中、迎濟北惠王子北郷侯懿、立為皇帝。

とあるとおり、このとき閻氏が拘泥したのは幼帝の即位であり、その結果選ばれたのが北郷侯の劉懿なのである。安帝と同世代にあたる劉懿の即位を前例に照らせば、閻氏の皇太后就位に異論の出る可能性もある。あるいはこれが理由となつて、皇太后就位を先に済ませるといふ順序が採用されたのではないだろうか。桓帝竇皇后の事情もこれに近い。竇皇后は、子世代の劉宏（靈帝）を帝嗣にしようと考えた。しかし『後漢書』列伝四五章帝八王伝に

初、迎立靈帝、道路流言懼恨不得立、欲鈔徵書。

とあるように、帝弟劉惔による妨害により支障の出ることが危惧されていた。そこで竇皇后は皇太后就位を先行させ、帝位継承を自らの思惑通りに進めようとしたのではないか。

このように、閻・竇両皇后の事例においては、皇后の望

む帝嗣の即位に妨害が予想されていた。そのための例外的措置として皇太后就位を先行させ、帝位継承を断行しようとしたものと推察されるのである。²⁰⁾

さて、本項の考察を通じて、後漢代においても、北郷公の即位時以外は、血縁上の子世代にあたる者が皇帝に即位する際に、皇后は皇太后となつていたことがわかった。ただし、前漢と異なる点もある。後漢代においては、先帝と同輩行の皇族も、皇太后の承認により帝嗣候補に挙げられることがあったのである。既に述べたとおり、安帝閻皇后は兄の閻顯とはかり手順を違えて皇太后となるや、安帝と同世代の劉懿を即位させたが、劉懿は約七ヶ月後の延光四（一二五）年一〇月に崩御し、太后一派（閻顯・江京）は再び帝嗣を選ばざるを得なくなつた。『後漢書』卷一〇下安思閻皇后紀には「及少帝薨、（江）京白太后、徵濟北・河間王子」という一文があるが、ここでいう「河間王子」とは存命中の劉開の子である。したがって、閻太后が帝嗣候補として想定した男子のなかに、安帝と同世代の者が含まれていたことは間違いない。結局は廢太子の劉保が即位したため（8代順帝）、濟北王子や河間王子の即位は実現しなかったが、太后位を得た皇太后は、ときに同輩行に属する者をも帝嗣候補に想定していたことがわかる。

8代順帝崩御の後も、同様であつた。梁皇后と兄梁冀は

冲帝、さらに質帝の帝位継承を実現した。両帝ともに皇后からみて子世代にあたるため、礼制上も順帝を嗣いだ。しかし、質帝までが夭折した。同列伝五三季固伝に

冀得書、乃召三公、中二千石、列侯大議所立。固、(胡)廣、(趙)戒及大鴻臚杜喬皆以為清河王蒜明德著聞、又属最尊親、宜立為嗣。先是蠡吾侯志当取冀妹、時在京師、冀欲立之。衆論既異、憤憤不得意、而未有以相奪。(中略)明日重会公卿、冀意気凶凶、而言辞激切。自胡廣・趙戒以下、莫不懼憚之。皆曰「惟大將軍令」。

とあるとおり、太尉の季固らは「属最尊親」との理由から、梁太后からみて子世代に属する劉蒜を薦めた。ところが梁冀が、順帝と同世代にあたる劉志(11代桓帝)を強引に推戴した。劉志が妹(梁女瑩)の夫となったからである。梁太后もまた、『後漢紀』卷二〇質帝紀本初元年条に

太后詔曰「孝質皇帝胤嗣不遂、奄忽天昏。社稷之重、孝宗室之賢、莫若蠡吾侯志、年已十五、嘉姿卓茂、又近為孝順皇帝嗣。」庚寅、大將軍持節迎於夏門亭、是日即皇帝位。

とあるとおり、劉志を順帝の嗣として迎えたのである。⁽²³⁾

このように後漢代においては、皇帝の夭折や廢位により皇后不在の状況のもと、皇太后が帝嗣決定に関わる場面があったが、このとき皇太后が推挙もしくは承認する帝嗣の

候補は、広範に亘っていた。外戚にとって御しやすいか否かという条件等も加味され、輩行への拘りは皇太后に就いたときほど強くはなかったようである。

(4) 魏晋代の皇太后

図C・Dはそれぞれ魏・西晋代の帝系図である。⁽²⁴⁾ 魏(三名)・晋(二名)の場合も、「子世代の皇族の即位により、先帝皇后は皇太后となる」という原則が順守されている。

ここでは、とくに魏代の明帝郭皇后の事例に注目したい。郭氏は、景初三(二三九)年、子世代の曹芳の即位によって皇太后となったが、嘉平六(二五四)年九月、司馬師が曹芳を廢位した。同卷四齊王紀所引の『魏略』によると、司馬師は、曹操の子(彭城王)據を新帝にと考えていたようであるが、同『魏略』の後段に

太后曰「彭城王、我之季叔也、今来立、我当何之。且明皇帝当絶嗣乎。吾以為高貴郷公者、文皇帝之長孫、明皇帝之弟子、於礼、小宗有後大宗之義、其詳議之。」景王乃更召群臣、以皇太后令示之、乃定迎高貴郷公。

とあるとおり、「季叔」にあたる曹據の即位を認めない郭太后の反対に遭った。皇太后は、子世代にあたる高貴郷公の名を挙げ、これが認められた。すでに皇太后の位にあって、皇太后は上輩行の皇族の即位を拒否し、事実上の当権者たる司馬師ですら、太后の意見を受け入れたのであつ

た。さらに甘露五（二六〇）年己丑（七日）、高貴郷公が弑殺されると、同卷四陳留王紀に

陳留王諱奐、字景明、武帝孫、燕王宇子也。甘露三年、封安次県常道郷公。高貴郷公卒、公卿議迎立公。

とあるとおり、明帝と同世代の曹奐の即位が決定した。魏代の皇后も、皇太后位を得たのちは同輩行の帝嗣を認め、新帝即位後もその地位を保持しえたことがわかる。²⁵⁾

以上、前漢から西晋までの皇太后就位を概観した結果、二十名の皇太后のうち十九名が子世代の皇族の即位を以て、皇太后位を得たことを明らかにした。かかる前例の蓄積によって、子世代の者が新帝となり、母（先帝皇后）が尊ばれて皇太后となるという皇太后就位のイメージは、漢代以降ひろく受容されていったものと考えられる。

とすれば、皇后とくに実子のいない皇后が、帝位継承者の輩行に無関心であったとは考えにくく、皇后は自らの皇太后就位を念頭におき、帝嗣となるべき者が子世代から選ばれるよう配慮したはずである。一方、皇后が太后位を得たのちに帝嗣を決定するに当たっては、このような枠組みに縛られることなく、子世代や孫世代、ときには同世代にまで候補をひろげ、帝嗣を選び得たことも明らかとなった。

以上の考察に基づくならば、当時の人々は皇后および皇太后の存否によって、予め帝嗣選択の範囲を予測できた

いうことになる。そこで、惠帝崩御にともなう帝位継承の場面にもどって、この点を検討する。

三、西晋の帝位継承と皇后・皇太后

光熙元（三〇六）年一月、惠帝が崩御すると、自らの皇太后就位を危ぶんだ羊皇后は、皇太弟熾の即位を阻もうとした。帝嗣の世代と皇太后就位に関わる前例に照らせば、これは当然であった。羊皇后は子世代の皇族の帝位継承時にもみ、皇太后となり得るからである。皇太弟熾が即位すれば、彼女の皇太后就位の道は閉ざされてしまふであろう。したがって羊皇后は、子世代の覃を即位させようとしたのである。河間王による皇太弟冊立に反対する人々もまた、惠帝に危機的状況の迫るなか、帝位継承における皇后の役割に期待して、その復位に尽力したものと考えられる。

一方、羊皇后の廃位に乗じて皇太弟冊立を断行した河間王頤の行いは、帝嗣決定に一定の影響を及ぼしうる羊皇后の動きを封じる意味をもったことになる。仮に帝嗣未定のまま皇帝が崩御すれば、帝位継承になう皇后の望みが反映されて、子世代の者に帝位は継承されたはずである。この事態を阻むために、惠帝崩御に先立って帝嗣を定めなくてはならなかったのである。

これほど明白に皇后の動きを封じ、礼にもとる皇太弟冊立を強行した以上、河間王は相応の批判・反発を予想していたはずである。にもかかわらず皇太弟冊立にこだわったのはなぜであろうか。恵帝が崩御したとき皇太弟熾は二十三歳、対して、廃された皇太子覃は十二歳であった。政權掌握だけが目的であれば、皇太子覃をたてる方がむしろ容易に権力を手中にできたことであろう。²⁶河間王の失脚後、懐帝を補佐した東海王越も、『晋書』卷五九東海王越伝に

及懐帝即位、委政於越。吏部郎周穆、清河王覃舅、越之姑子也、与其妹夫諸葛玖共設越曰「主上之為太弟、張方意也。清河王本太子、為群凶所廢。先帝暴崩、多疑東宮。公盍思伊・霍之拳、以寧社稷乎」言未卒、越曰「此豈宜言邪」遂叱左右斬之。

とあるとおり、懐帝の正統性を疑った周穆を斬り、断固として懐帝の帝位継承を支持したのである。さらに、当の皇太弟熾（のちの懐帝）も、『晋書』卷五懐帝紀即位条に

十二月丁亥、立為皇太弟。帝以清河王覃本太子也、懼不敢当。典書令盧脩肅曰「略」²⁷、乃従之。

とあるとおり、自分よりふさわしい存在がいることを認めながらも、臣下の言に促され皇太弟となることを肯んじ、ついに皇帝に即位したのであった。この度の帝嗣決定に

は、批判が予想されてもなお、帝嗣選択範囲の逸脱を厭わない強い意志が働いている。ここで想起したいのが、皇后および皇太后の存否と帝嗣選択範囲との関連なのである。

「表二」は、漢晋間の各王朝における皇后と皇太后の在位期間の割合を「表四」から算出したものである。²⁷漢魏晋代いづれの王朝も、皇后の在位期間は全体の八割ほどであり、大きな差はない。ところが、皇太后在位期間には明白な違いが認められる。前漢と魏に比して、後漢および西晋の皇太后在位期間が短いのである。とくに西晋代にあっては、皇太后不在の期間が大部分を占めていたことがわかる。

たとえば武帝が崩御した時、楊皇后は存命していたが皇太后はいなかった。次の恵帝崩御時も、羊皇后は在位していたが皇太后はいなかった。3代懐帝の「蒙塵」の際は、

梁皇后、諱蘭璧、安定人也。祖鴻季、儀同三司。父芬、司徒。后初為予章王妃、懐帝即位、為皇后。永嘉中、沒胡賊。（『太平御覽』卷二三八皇親部四梁皇后項所引『臧氏晋書』）

とあるから、愍帝が即位したときには、皇后も皇太后もいなかったことになる。すなわち、西晋四代の皇帝間でおこなわれた三回の帝位継承は、「皇后のみ在位↓皇后のみ在位↓皇太后も皇太后も不在」という状況下で行われたものである。他の王朝との比較を容易にするため、ここでは、帝

位継承の状況を次のように記号化してみよう。

A || 先帝皇后と皇太后がともに在位していた場合

B || 皇后のみが在位していた場合

C || 皇太后（もしくは太皇太后）のみが在位していた場合

D || 皇后・皇太后ともに不在であった場合

前漢から西晋の帝位継承は、以下のとおりとなった。

前漢… B ↓ A ↓ C ↓ D ↓ A ↓ A ↓ D ↓ B ↓ C ↓ A ↓ A ↓

A ↓ C

後漢… B ↓ B ↓ B ↓ B ↓ C ↓ C ↓ C ↓ B ↓ C ↓ C ↓ B ↓

B ↓ D

魏… A ↓ B ↓ C ↓ C

西晋… B ↓ B ↓ D

皇太后在位期間が長かったためであろう、前漢と魏においては、皇太后が存在するAとCの状況下で帝位継承が行われた事例が多い。とくにA（皇后、皇太后ともに在位）の状況は、前漢で五回²⁸、魏で一回あったが、この六回の継承はいずれも、皇后からみて子世代にあたる男子が、先帝崩御前に帝嗣に定まり、この子の即位により皇后が皇太后となつている。このうち三例は皇后の非実子（前漢元帝、同哀帝、魏明帝）が即位したが、前節第一項で確認したとおり、彼らはいずれも先帝崩御前に皇后の養育や推薦を受けた。皇后の承認や養育が帝嗣決定に影響していることか

らみて、皇太后が在位しても、帝嗣決定の場面においては

皇后の存在が重視されたものと考えられる。したがって、

Aの状況をBの変型と見なし、AをBとあらためて継承

を整理すると、以下の如くなる。

前漢… B ↓ B | ↓ C ↓ D ↓ B | ↓ B | ↓ D ↓ B ↓ C ↓ B | ↓ B |

B ↓ C

後漢… B ↓ B ↓ B ↓ B ↓ C ↓ C ↓ C ↓ B ↓ C ↓ C ↓ B ↓

B ↓ D

魏… B | ↓ B ↓ C ↓ C

西晋… B ↓ B ↓ D

こうしてみると、西晋はCの状況下で帝位継承を行う機会に恵まれていなかったことがはっきりする。皇太后在位期間が短かった後漢ですら、全十三回の継承のうち、皇太后が在位するCの状況が五回現出した。では、この五回の継承時（5代 ↓ 6代、6代 ↓ 7代、7代 ↓ 8代、9代 ↓ 10代、10代 ↓ 11代）に、後漢では何が起きていたのであるうか。

後漢帝系図（図B）をみると、和帝以降の皇帝は、3代章帝の子世代に分岐した五系統のいずれかを出自としていたことがわかる。すなわち、主系統たる和帝系のほか、千乗王系、濟北王系、清河王系、河間王系である。最初のCの状況、すなわち5代（殤帝）から6代（安帝）の継承時

は、和帝系から清河王系に帝位が移動した。6代から7代（北郷侯）の時には清河王系から濟北王系、7代から8代（順帝）は濟北王系から清河王系、9代（冲帝）から10代（質帝）は清河王系から千乘王系、10代から11代（桓帝）は千乘王系から河間王系へと、系統間の乗り換えが起きている。前漢（9代から10代、13代から14代²⁹）、魏（3代から4代、4代から5代）においても、Cの状況では帝系の変更があった。勿論、その実態には相違がある。たとえば、安帝閻皇后は北郷侯への継承直前に皇太后となったが、先述の如く、この就位は前例に違う手順により挙行されたものである。また、北郷侯夭折ののち即位した順帝の即位は、閻皇太后の意を汲んではいない。このように、継承の事情に違いはあったが、皇太后のみが在位していたが故に、異系統への継承が可能となった点は共通している。

一方、皇太后不在が常態化した西晋の場合、帝嗣決定に影響を及ぼしうるのは皇后だけである。皇后に実子がいれば実子に、いない場合でも、帝嗣には子世代の子を望むはずである。すなわち、子世代に帝位を継がせようとする力が強く働いた点に、西晋の帝位継承の特徴はある。

二十六人の男子に恵まれた武帝の治世においては、かかる特徴が問題視されるべくもないが、惠帝代は事情が異なる。惠帝には、皇太子以外の男子がいなかったからである。

惠帝即位時（二九〇年）の賈皇后は三十三歳、嫁いで以来十八年間男子を生んではない。おそらく自らの所生の子が帝嗣となりえないことを、賈後も予想していたはずである。賈后一派が、楊太后らを打倒したのはこの頃（元康元、二九一年）であった。こうして惠帝代は、皇帝の実子の数が限られているにも拘わらず、子世代への継承を想定せねばならないという矛盾を内包していたのであった。

その上、賈后と太子適の関係が悪かったことが、事態を複雑にした。仮に皇太子が廃位されれば、賈后打倒や幼帝即位などの混乱発生も予想され、王朝の将来は極めて不透明であった。かかる状況であればこそ、いま何をすべきかと考えた人も少なくなかったはずである。

脩肅も、その一人ではなかったか。脩肅とは、前掲『晋書』巻五「懷帝紀即位条」にみえた予章王熾（懷帝）の家臣であり、予章王を説き伏せ、皇太弟就位を承諾させた人物である。前掲引用で省略した発言を以下に記してみよう。

典書令盧陵脩肅曰「二相（東海王越・河間王顥）経営王室、志寧社稷、儲貳之重、宜歸時望、親賢之舉、非大王而誰？清河幼弱、未允衆心、是以既升東宮、復贊藩國。

今乘輿播越、二宮久曠、常恐氏羌飲馬於涇川、螻衆控弦於霸水。宜及吉辰、時登儲副、上翼大駕、早寧東京、下允黔首喁喁之望。」帝曰「卿、吾之宋昌也。」

脩肅は、皇帝が洛陽におらず異民族の脅威が迫るなか、「幼弱」な者が帝嗣となつても人心を得られないと断じている。帝嗣たりえない己が立場を顧慮する予章王熾に向かい、いまは「王室を経営し、社稷を寧んず」る意志に応え皇太弟となるべきである、と説いたのである。発言の根底に、国家存亡への危機感があることはいままでもないであろう。

これを受けて、熾は脩肅を「吾が宋昌なり」と称え、就位を決意したのであった。宋昌とは、前漢文帝（劉恒）に仕えた代王国時代からの側近である。呂氏誅滅ののち、先帝皇后と皇太后がともに不在という状態の中、漢の廷臣らに即位を促されたのが、継承者の範囲外にいた代王の劉恒であった。劉恒も代国家臣団はじめは上京に消極的であったが、宋昌は王を説き伏せ、ついには文帝即位を実現した³¹。その結果漢は息を吹き返したのであるから、彼はまさに漢再興の功臣であった。脩肅を「宋昌」と称えることで、予章王熾は自らの皇太弟就位を漢文帝の即位に擬えたのである。皇太弟冊立が王朝再興を目指す、異系統への帝位移行の布石であると理解していたことになる³²。

してみると「皇太弟」の冊立は、皇太后不在が常態化するなか、西晋の未来を憂慮する人々の捻出した王朝再興策であったと見做すことができるのではなからうか。たしかに成都王穎のように、この地位を都合よく利用する者も出

現した。しかしながら、「皇太弟」の冊立を推進し、それを支えた人々の心に根ざすものは、王朝存続への希求である。王朝に危機的状況が迫るなか、王朝を再興せんとする意志が、「皇太弟」なる存在を生み出したのである。

おわりに

本稿では、西晋恵帝期に繰り返された羊皇后廢位と、皇太弟冊立との相関を確認した。皇后は帝嗣決定に一定の影響力をもつが、子世代の皇族が帝位を継承する場合にのみ皇太后となり得るという了解のもと、羊皇后は皇太弟の冊立と即位を阻む存在として期待されていたのである。一方、恵帝存命中の皇太弟冊立は、羊皇后の動きをあらかじめ封じるための策であったとみなすことができる。

考察を通じて明らかになった西晋の帝位継承の特徴は、皇太后不在が常態化し、皇后のみが在位することにより、帝嗣選択の範囲が子世代に限定される傾向が予測しえた点である。幼帝には処し難い状況の迫った恵帝期に、「皇太弟」なる存在が登場したのは、皇太后不在の状況においても帝統の移行を可能とするためであった。

それにしても、皇后とは不思議な存在である。彼女は、夫（皇帝）の死後、夫の系統を子世代へとつなぐことを自

らに課す。ところが、次世代の子の母として「皇太后」の地位を得るや、ときに王朝存続のため、夫の血筋から乗り換えて、帝位を別系統に移行する役割を担う。「皇太弟」称の創設は、この女性の影響下にある帝位継承のしくみ自体に変更を加えようとする、帝室側からの試みであったとも考えられる。

かつて、下倉渉氏は中国王朝の体制変化を、「母の原理」を有効とする国家運営から、「父の原理」への一元化の流れとしてとらえ、中国皇帝制度の全体像を俯瞰した。本稿で論じた「皇太弟」なる存在を、この流れの中に位置づけるならば、それは「母の原理」の象徴たる皇太后を介さず帝位継承を行おうとする、帝室（父系親族）による挑戦であったともいえる。西晋の滅亡を思えば、この試みは成功したとはいえないが、「皇太弟」という存在の中に、「母の原理」を超克せんとする意識の萌芽を見るのである。

注

- (1) 藤川正数『漢代における礼学の研究』（風間書房、一九六八）の第二章。鷺尾佑子『漢代宗族における世代間尊卑の確立について―昭穆と継承―』（『立命館文学』五六〇、一九九九）。

- (2) 龐駿『西晋的立儲与皇太弟・皇太孫制度』（『閩江学刊』

二〇一四—四）。三田辰彦「西晋後期の皇位継承問題」（『集刊東洋学』九九、二〇〇八）。岡部毅史「西晋皇太弟初探」（『東方学』一二九、二〇一五）。姜望来「両晋南北朝・皇太弟考略」（『魏晋南北朝隋唐史資料』第三〇輯、二〇一四）。

- (3) 胡志佳「惠帝羊皇后与西晋政局」（『逢甲人文社会学報』八、二〇〇四）。高茂平・劉清「論西晋惠帝羊皇后」（『樂山師範学院学報』二〇〇四—七）。胡晓明「論惠羊皇后与晋末政治」（『許昌学院学報』二〇〇九—一）。

- (4) 安田二郎「西晋武帝好色放」（『東北大学東洋史論集』第七輯、一九九八、同『六朝政治史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇三所収）。

- (5) 注2所掲三田論文。

- (6) 胡晓明「西晋後期嗣君之爭考論」（『南京曉庄学院学報』二〇一—一五）は、賈皇后らを廢案の主体と想定する。

- (7) 窪添慶文「北魏の太子監国制度」（池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇〇、同『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三所収）。織田めぐみ「東晋末期における武陵王遵の承制―両晋期における承制の変遷を通して―」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編一四、二〇一五）。なお『晋書』卷四一高光伝に「初、光詣長安留台、以韜兼右衛將軍」とあり、長安にも留台があったかの記事があるが、陶賢都『晋書・高光伝』標点弁誤一則（『中国史研究』二〇〇三—一三）が指摘するとおり「初、光詣長安、留台以……」と標点すべきである。

- (8) 注3所掲論文参照。
- (9) 岡安勇「中国古代史料に現れた席次と皇帝西面について」『史学雑誌』九二一九、一九八三、同「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三五、一九八三。
- (10) 谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八七一一、一九七八。
- (11) 皇后に実子がいれば、その子が帝嗣に選ばれることを望むのは自然なことである。したがって、先帝存命中の皇后の動きは史料に残りにくかったのではないだろうか。
- (12) 礼制上の継承は、注1所掲藤川書、新田元規「君主継承の礼学的説明」『中国哲学研究』二三、二〇〇八。
- (13) 注1所掲鷲尾論文。
- (14) 渡邊将智「後漢安帝の親政と外戚輔政」『東洋学報』九三—四、二〇一二も同じ結論を得ている。
- (15) 前漢最後の皇帝とされる孺子嬰は、『漢書』卷九九上王莽伝に「居攝元年、後六年」三月己丑、立宣帝玄孫嬰為皇太子、号曰孺子」とあるとおり、平帝崩御（建始五年、後五年一二月）のち皇太子に即位しているため、孺子嬰を皇帝に数えず、後六年から八年は考察の対象外とした。
- (16) 文帝の実母薄太后は、皇后を経っていないので除外した。
- (17) 2代惠帝の張皇后は、少帝の即位後も皇太后にならず、新帝の祖母呂氏が皇太后位を保持した。呂氏專権については、純粹に皇太后として君臨したとは言い切れないこと、また前漢初期は「皇后、皇太后、太皇太后といった整然とした称号が、秦以来継承されていたわけではない」という
- 保科季子「天子の好逮——漢代の儒教的皇后論——」『東洋史研究』六一—二、二〇〇二の指摘に従い、本稿では皇太后と帝嗣との関係を考察する参照事例として扱わない。
- (18) 西嶋定生「武帝の死——塩鉄論の政治史的背景——」『古代史講座』一一、学生社、一九六五、同「中国古代国家と東アジア世界」東京大学出版会、一九八三所収）は、反霍光クーデタの失敗から、劉賀は廢位されたと推察する。
- (19) 『漢書』卷九七上外戚伝上孝昭上官皇后伝には、宣帝即位時にすでに「太皇太后」になっていたとあるが、宣帝紀と元帝紀の記事に従うべきであろう。
- (20) 谷口やすよ「漢代の『太后臨朝』」『歴史評論』三五九、一九八〇）参照。
- (21) 濟北王子は、先王（劉壽）の子か、新王の子か不明。
- (22) 劉蒜は6代安帝、8代順帝、9代冲帝と同じく清河王系統。蒜の父延平の出自は10代質帝と同じく樂安王系統。すなわち9代、10代の皇帝の近縁である。
- (23) 梁冀の勢力基盤については渡邊義浩「後漢時代の外戚について」『史叢』五、一九九〇、同「後漢国家の支配と儒教」雄山閣、一九九五所収）、渡邊将智「梁冀政権の権力構造」『史滴』二九、二〇〇七）参照。なお平松明日香「後漢時代の太后臨朝とその側近勢力」『東洋史研究』七二—二、二〇一二）は、このたびの梁冀の動きが梁太后の所望と合致していなかった可能性を示唆する。
- (24) 魏の三代齊王芳の出自は定かではないとされるが、『三国志』卷四三少帝・齊王紀所引の『魏氏春秋』に従い、

曹楷の実子であるとして系図を作成した。

- (25) 郭太后の地位については下倉渉『太后詔曰』攷(『東
北大学東洋史論集』九、二〇〇三) 参照。

- (26) 注2所掲三田論文は、河間王が「五服」の範囲内から帝
嗣を選出しようとしていたのではないかと推察するが、礼
制に違う皇太弟冊立を断行した河間王が、あえて五服にこ
だわる必要があったのか疑問が残る。

- (27) 前漢は、平帝崩御の後五年までを計算の対象とした(注
15)。西晋の羊皇后の在位期間は、四年間として計算した。

- (28) 3代少帝恭の事例は考察対象から除く。注17参照。

- (29) 前漢3代から4代への帝位継承は同系の兄弟間で行われ
ているが、皇太后事例として扱わない。注17参照。

- (30) このときは、「皇太后」称をもたない先々帝(2代恵帝)
皇后の張氏がいた。張氏が順当に皇太后となったならば、
これはDではなくCの事例に数えるべきものである。

- (31) 文帝の即位事情の詳細は、薄井俊二「漢の文帝につい
て―皇帝としての権威確立問題、および対匈奴問題をめ
ぐって」(『埼玉大学紀要(教育学部)』人文・社会科学、
四四一、一九九五)。

- (32) 礼制上、懐帝は恵帝を継がず、武帝を継ぐものとされた。
『晋書』卷六八賀循伝。注12所掲新田論文。

- (33) 下倉渉「漢代の母と子」(『東北大学東洋史論集』八、
二〇〇一)。なお、下倉氏も記すとおり、親族觀念の変化
として「母の原理」から「父の原理」へという流れを最初
に想定したのは山田勝芳「中国古代の『家』と均分相続」(『東

北アジア研究』二、一九九八)である。山田氏によれば、「父
の原理」の優位は、魏晋代の洛陽貴族に顕著であった。

21 西晋惠帝期における皇太弟冊立と羊皇后（小池）

[表一]

A	永康元（三〇〇）年五月己巳（9日） 司馬臧（通の子）が皇太孫に。		
①	永康元（三〇〇）年十一月甲子（1日）	羊皇后冊立	趙王倫の臣下孫秀の建議による。
②	永康二（三〇一）年正月丙寅（10日）	1回目の廃位	趙王倫皇帝に即位。惠帝は太皇。
B	永康二（三〇一）年正月丙寅（10日） 臧は廃位され、癸酉（17日）趙王倫により殺害。		
③	永寧元（三〇一）年四月辛酉（7日）	羊皇后復位	趙王倫打倒される（三王起義）。
C	永寧元（三〇一）年五月 司馬尚（臧の弟）、皇太孫に。		
D	永寧二（三〇二）年三月癸卯（24日） 司馬尚死亡。		
E	永寧二（三〇二）年五月癸卯（25日） 司馬羣（清河王）が皇太子に。		
④	永安元（三〇四）年二月乙酉（17日）	2回目の廃位	成都王穎が羊皇后を廃位。
F	永安元（三〇四）年二月乙酉 司馬羣、皇太子を廃位され清河王に。		
G	永安元（三〇四）年三月戊申（11日） 成都王穎、皇太弟に。		
⑤	永安元（三〇四）年七月戊戌（3日）	復位	陳眕・上官巳らが羊氏を復位。
H	永安元（三〇四）年七月戊戌 羣、皇太子に復位。		
⑥	永安元（三〇四）年八月戊辰（3日）	3回目の廃位	張方（河間王顥の部将）が廃位。
I	永安元（三〇四）年八月戊辰 羣、廃位。		
⑦	建武元年十一月辛丑（7日） [※永安に復元した丙午は12日]	復位	惠帝は張方によって長安に。荀藩ら洛陽留台が羊氏を復位。
J	永安元（三〇四）年一二月丁亥（24日） 予章王熾、皇太弟に		
⑧	永興二（三〇五）年四月丙子（15日）	4回目の廃位	張方が羊皇后を廃位。
⑨	永興二（三〇五）年十一月	復位	立節將軍の周權が羊氏を復位。
⑩	永興二（三〇五）年十一月	5回目の廃位	何喬が周權を殺害、羊皇后を廃位。
⑪	永興三（三〇六）年六月丙辰（1日）。	復位	惠帝により羊氏復位。
K	光熙元年（三〇六）十一月庚午（18日） 惠帝崩御、予章王熾が即位（=懷帝）。		

[表二]

	皇太后（夫）	新帝 年齢	新帝即位	皇太后就位	日
前漢	呂氏（高祖）	惠帝 16	一二（前 195）年五月丙寅	同左	0
	竇氏（文帝）	景帝 32	後七（前 157）年六月丁未	同左	0
	王氏（景帝）	武帝 16	後三（前 141）年正月甲子	同左	0
	上官氏（昭帝）	廢帝賀 19	元平元（前 74）年六月丙寅	同左	0
	王氏（宣帝）	元帝 26	黃龍元（前 49）年一二月癸巳	同左	0
	王氏（元帝）	成帝 19	竟寧元（前 33）年六月己未	同左	0
	趙氏（成帝）	哀帝 19	綏和二（前 7）年四月丙午	同左	0
後漢	陰氏（光武帝）	明帝 30	中元二（五七）年二月戊戌	同左	0
	馬氏（明帝）	章帝 19	永平一八（七五）年八月壬子	同左	0
	竇氏（章帝）	和帝 10	章和二（八八）年二月壬辰	同左	0
	鄧氏（和帝）	殤帝 1	元興元（一〇五）年一二月辛未	同左	0
	閻氏（安帝）	北郷侯？	延光四（一二五）年三月乙酉	同年三月辛未	-14
	梁氏（順帝）	冲帝 2	建康元年（一四四）年八月庚午	同左	0
	竇氏（桓帝）	靈帝 12	建寧元（一六八）年正月庚子	前一二月戊寅	-22
	何氏（靈帝）	少帝 17	中平六（一八九）年四月戊午	同左	0

[表四] 皇后・皇太后在位期間早見表

	皇帝	皇帝在位	皇后 (在位)	皇太后 (在位)	太皇太后
前漢	①高祖	前 202-195	呂 (前 202-195)		
	②惠帝	前 195-188	張 (前 191-188)	呂 (前 195-188)	
	③少帝恭	前 188-184		呂 (前 188-184)	
	④少帝弘	前 184-180	呂 (前 180)	呂 (前 184-180)	
	⑤文帝	前 180-157	竇 (前 179-157)	薄 (前 180-157)	
	⑥景帝	前 157-141	薄 (前 157-151) → 王 (前 150-141)	竇 (前 157-141)	薄 (157-155)
	⑦武帝	前 141-87	陳 (前 141-130) → 衛 (前 128-91)	王 (前 141-126)	竇 (141-135)
	⑧昭帝	前 87-74	上官 (前 83-74)		
	⑨廢帝賀	前 74		上官 (前 74)	
	⑩宣帝	前 74-49	許 (前 74-71) → 霍 (前 70-66) → 王 (前 64-49)	上官 (前 74-49)	
	⑪元帝	前 49-33	王 (前 48-33)	王 (前 49-33)	上官 (前 49-37)
	⑫成帝	前 33-7	許 (前 31-18) → 趙 (前 16-7)	王 (前 33-7)	王 (前 33-16)
	⑬哀帝	前 7- 前 1	傅 (前 7- 前 1)	趙 (前 7- 前 1)	王 (前 7- 前 1)
	⑭平帝	前 1- 後 5	王 (4-5)		王 (前 1- 後 5)
※孺子嬰	後 5-8		王 (5-8)		
後漢	①光武帝	25-57	郭 (26-41) → 陰 (41-57)		
	②明帝	57-75	馬 (60-75)	陰 (57-64)	
	③章帝	75-88	竇 (78-88)	馬 (75-79)	
	④和帝	88-105	陰 (96-102) → 鄧 (102-105)	竇 (88-97)	
	⑤廢帝	105-106		鄧 (105-106)	
	⑥安帝	106-125	閻 (115-125)	鄧 (106-121)	
	⑦北鄉侯	125		閻 (125)	
	⑧順帝	125-144	梁 (132-144)	閻 (125-126)	
	⑨冲帝	144-145		梁 (144-145)	
	⑩質帝	145-146		梁 (145-146)	
	⑪桓帝	146-167	梁 (147-159) → 鄧 (159-165) → 竇 (165-168)	梁 (146-150)	
	⑫靈帝	168-189	宋 (171-178) → 何 (180-189)	竇 (168-172)	
	⑬少帝	189		何 (189)	
	⑭獻帝	189-220	伏 (195-214) → 曹 (215-220)		
魏	①文帝	220-226	郭 (222-226)	卞 (220-226)	
	②明帝	226-239	毛 (227-237) → 郭 (238-239)	郭 (226-235)	卞 (226-230)
	③齊王芳	239-254	甄 (243-251) → 張 (252-254) → 王 (254)	郭 (239-254)	
	④高貴鄉公	254-260	卞 (255-260)	郭 (254-260)	
	⑤陳留王	260-265	卞 (263-265)	郭 (260-264)	
西晉	①武帝	265-290	楊 (266-274) → 楊 (276-290)	王 (265-268)	
	②惠帝	290-306	賈 (290-300) → 羊 (300-306) ※羊氏在位はおよそ4年	楊 (290-291)	
	③懷帝	306-311	梁 (306-311)		
	④愍帝	313-316			

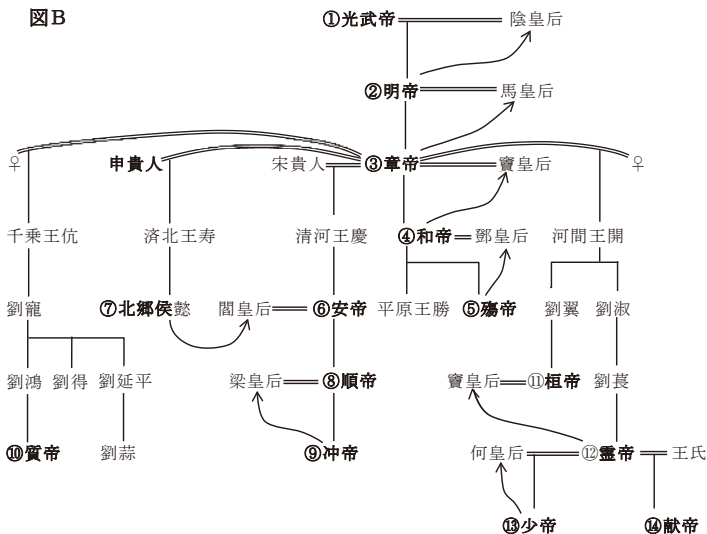
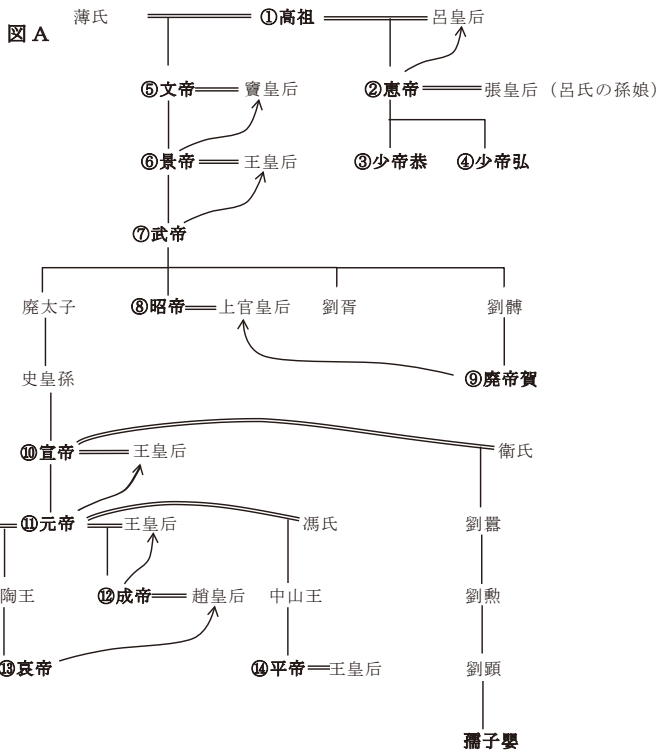


图 C

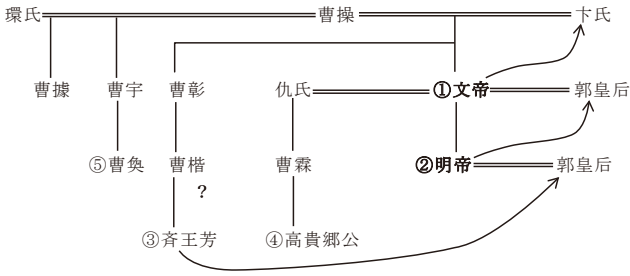
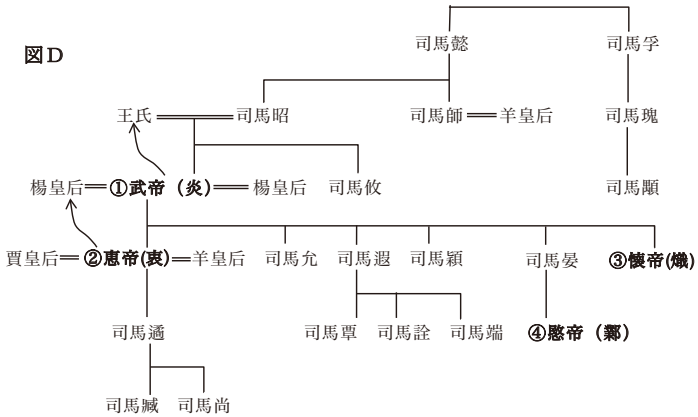


图 D



[表三]

	前漢	後漢	魏	西晉
王朝存続	206	195	45	49
皇后在位	174 (84%)	148 (76%)	32 (71%)	42 (86%)
皇太后在位	141 (68%)	48 (25%)	40 (89%)	4 (8%)